

測量・建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度

本県における測量・建設コンサルタント等業務は指名競争入札により発注しており、入札参加者の指名選定を次のとおり実施しています。

1 測量業務

(1) 契約予定金額500万円以上の業務

指名業者は技術・社会貢献評価数値（以下「評価数値」という。）2点以上の取得を要件とし、評価数値6点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

(2) 契約予定金額500万円未満の業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、評価数値2点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

2 建設コンサルタント業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、業務内容に対応した技術力を有する者の中で評価数値2点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

3 設計・監理業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、評価数値1点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

(参考) 技術・社会貢献評価項目及び配点

技術・社会貢献評価数値の項目及び点数

項 目		令和3年 10月から	令和6年 10月から
技術 評価 数値	I S O 9001 認証取得	2	2
	C P D（継続学習制度）単位取得者在籍	1	1
	人間サイズのまちづくり賞受賞	1	1
	ひょうごの土木技術活用システム等登録	1	1
	技術評価数値 計	5	5
社会 貢献 評価 数値	障害者雇用	2	2
	ユニバーサル社会づくりへの参画	1	1
	環境負荷削減活動（I S O 14001 認証取得又はエコアクション21認証取得）	2	2
	兵庫県納税功労者表彰	1	—
	男女共同参画社会づくり協定締結 （令和6年10月から「女性活躍促進の取組」に拡充）	1	1
	子育て応援協定締結	1	1
	県と災害応急対策業務に関する協定締結	1	1
	協定等に基づく要請による出動	2	2
	地域づくりのために資する重要な活動	1	1
	県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動	1	1
	県の関係事業に対する支援 〔ただし、ひょうごボランティア基金への寄附については、令和5年3月9日まで の実績を評価し、令和5年3月10日以降の実績については評価の対象外とする。〕	1	1
	就業体験事業等への協力	1	1
	地域安全まちづくり活動	1	1
	刑務所出所者等の雇用	2	2
	暴力追放活動	1	1
社会貢献評価数値 計	19	18	
合 計		24	23
減 点	資格制限	△ 2	△ 2
	指名停止	△ 2	△ 2

別表

1 ISO9001認証取得	
加点期間	1年間
点 数	2点
要 件	<p>測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、登載を希望する本店及び支店等営業所の全て（以下「全ての営業所等」という。）が、JISQ9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。</p>
提出書類	必要
確認方法	<p>全ての営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を県に提出する。</p>
関係する連絡先	—

2 CPD（継続学習制度）単位取得者在籍	
加点期間	1年間
点 数	1点（※要件に該当する業務の種類ごとに加点）
要 件	<p>【測量業務の入札に参加を希望する者】 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に測量系CPD協議会（事務局：公益社団法人日本測量協会）の測量継続教育(CPD)制度における学習履歴を20ポイント以上取得している職員を在籍させていること。</p> <p>【建設コンサルタント業務の入札に参加を希望する者】 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に一般社団法人建設コンサルタンツ協会の建設コンサルタンツ協会CPD制度における学習履歴を50ポイント以上取得している職員を在籍させていること。</p> <p>【設計・監理業務の入札に参加を希望する者】 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴を50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）を在籍させていること。</p>
提出書類	必要
確認方法	<p>申請日現在、希望する業種に対応する要件に該当する職員を在籍させている場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領に定める期間内に単位等を取得した者が確認できる各要件に定める団体が発行するCPDの単位取得の証明書（写し可）を県に提出する。</p>
関係する連絡先	—

3 人間サイズのまちづくり賞受賞	
加点期間	2年間
点 数	1点
要 件	兵庫県の人間サイズのまちづくり賞を受賞したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

4 ひょうごの土木技術活用システム等登録	
加点期間	1年間
点 数	1点
要 件	兵庫県内に主たる営業所を有する業者であって、次のいずれかに該当すること。 ア 自社が開発会社である新技術が、ひょうごの土木技術活用システムに登録されている場合 イ 自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている場合
提出書類	不要（ただし、要件のイに該当し、加点を希望する場合は必要）
確認方法	要件のアに該当する場合は、県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 要件のイに該当する場合は、申請日現在、自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されていることを確認できる書類を県に提出する。
関係する連絡先	—

5 障害者雇用	
加点期間	1年間
点 数	2点
要 件	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という。）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領に定める時点において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）を雇用し、又は報告義務を有しない者が、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、障害者を雇用していること。
提出書類	必要（ただし、報告義務を有しない者が加点を希望する場合は不要）
確認方法	公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（様式第6号）の写しを県に提出する。
関係する連絡先	—

6 ユニバーサル社会づくりへの参画	
加点期間	1年間
点数	1点
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けたこと。</p> <p>イ 重度肢体不自由者等^{注1}を労働者として雇用している建設業者で、次の(ア)～(ウ)までのすべてを満たすこと。</p> <p>(ア) 前年度中に重度肢体不自由者等を週所定労働時間10時間以上の労働者として雇用していること。</p> <p>(イ) (ア)の雇用状況を以下の通り申告し、受理されていること。</p> <p>(1) 申告先：兵庫県産業労働部政策労働局 労政福祉課雇用就業室</p> <p>(2) 申告期間：毎年度5月1日～31日（土日祝日を除く）</p> <p>(3) 申告様式：重度肢体不自由者等雇用状況申告書</p> <p>(4) 申告時に必要な添付書類（①②③すべて必要）</p> <p>①雇用していることを証明する書類</p> <p>②補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類^{注2}</p> <p>③補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類^{注3}</p> <p>※機器の使用始期が申告年度の前年度以前であること。</p> <p>(ウ) (イ)の申告時点において、(ア)に該当する者を継続雇用していること。</p> <p>なお、ア・イ両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p> <p>注1) 「重度肢体不自由者等」は、「原則として、重度の両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者（ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）」及び「難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」であって、補装具（重度障害者用意思伝達装置）によらなければ意思の伝達が困難な者のことをいう。</p> <p>注2) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類</p> <p>(1) 障害者の場合：身体障害者手帳の写し（原則として、両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者であることが確認できるものに限る。ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）</p> <p>(2) 難病患者の場合：特定医療費（特定難病）受給者証の写し（神経・筋疾患に限る。）</p> <p>※音声・言語機能障害の有無が受給者証で不明の場合は別に診断書を添付</p> <p>注3) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類</p> <p>(例) 市町が発行する補装具費支給券の写し、購入機器の領収書の写し、補装具使用の記載のある身体障害者手帳の写し、その他補装具の使用が分かるもの</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	<p>ア 健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課 (TEL078-362-3261)</p> <p>イ 産業労働部政策労働局労政福祉課雇用就業室 (TEL078-362-9183)</p> <p>県土整備部県土企画局契約管理課 (TEL078-362-4241)</p>

7 ISO14001又はエコアクション21認証取得	
加点期間	1年間
点数	2点
要件	次のいずれかに該当すること。 ア ISO14001認証取得 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、全ての営業所等が、JISQ14001（ISO14001）をJAB又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合 イ エコアクション21認証取得 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査等申請時に、全ての営業所等が、エコアクション21を一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合 なお、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。
提出書類	必要
確認方法	全ての営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を県に提出する。
関係する連絡先	—

8 兵庫県納税功労者表彰	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	兵庫県納税功労者表彰を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

9 女性活躍促進の取組	
加点期間	2～1年間
点数	1点
要件	次のいずれかに該当することとし、加点期間について、アに該当する場合にあっては1年間、イに該当する場合にあっては2年間とする。 ア 兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結していること。 イ ひょうご女性活躍推進企業（ひょうごミモザ企業）の認定を受けていること。 なお、両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	企画県民部女性青少年局男女家庭課（TEL078-362-3385）

10 子育て応援協定締結	
加点期間	1年間
点 数	1点
要 件	兵庫県子育て応援協定要綱に基づく子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことについて県と協定を締結していること。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	企画県民部女性青少年局男女家庭課(Tel078-362-3385)

11 社会貢献活動等 (1) 県と災害応急対策業務に関する協定等締結	
加点期間	2年間
点 数	1点
要 件	災害時における応急対策業務に関する協定を締結していること。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (2) 協定等に基づく要請による出動	
加点期間	2年間
点 数	2点
要 件	災害発生時に、11(1)に基づく要請を受けて出動したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (3) 地域づくりのために資する重要な活動	
加点期間	2年間
点 数	1点
要 件	県の条例、県との協定等に基づいた「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働を行った場合であって、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の作成又は更新時に、評価の対象とすべきものとして各県民局(県民センター)土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ報告があったこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (4) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	<p>県が管理する道路、河川等の公共施設において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動について、各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所に対し事前に愛護活動計画書を提出した上で活動後1週間以内に愛護活動報告書により結果を報告したもので、年間の延べ活動時間（「活動時間×活動人数」の年間合計）が60時間以上あったことが確認でき、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の作成又は更新時に、評価の対象とすべきものとして各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ報告があったこと。</p>
提出書類	不要
確認方法	<p>県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p>
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (5) 県の関係事業に対する支援	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	<p>県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して、10万円以上の寄附（土地・建物、物資の提供等で金銭換算できるものを含み、無償貸与を除く。）を行ったこと。</p> <p>なお、複数の団体への寄附が確認された場合であっても、重複加点は行わない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 評価の対象とする「県の関係事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県が実施する事業（ふるさとひょうご寄附金） ② 県との協定に基づいて関係団体が実施する事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) ひょうごボランティア基金への寄附 (2) 県要請研究への寄附 ③ 県が関係団体に委託した事業（ひょうご子ども・若者応援団への寄附等） </div>
提出書類	不要
確認方法	<p>県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p>
関係する連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ① 企画県民部企画財政局財政課資金財産室(Tel078-362-9051) ② (1) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランティアプラザ総務調整部(Tel078-360-8845) ② (2) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構管理部(Tel078-262-5585) ③ 公益財団法人兵庫県青少年本部総務調整部(Tel078-891-7410)

11 社会貢献活動等 (6) 就業体験事業等への協力	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校で実施された高校生就業体験事業で生徒を受け入れた場合</p> <p>イ 学校教育法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内各種学校における建設業及び建設関連のコースで実施されたインターンシップ（開設時間48時間以上）で生徒を受け入れた場合</p> <p>ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された公共職業訓練インターンシップ事業で訓練生を受け入れた場合</p> <p>なお、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (7) 地域安全まちづくり活動	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	<p>ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の会員団体が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組んだこと。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	企画県民部県民生活局地域安全課地域安全対策班 (Tel.078-362-3173)

11 社会貢献活動等 (8) 刑務所出所者等の雇用	
加点期間	2年間
点数	2点
要件	次のいずれかに該当する者を3か月以上雇用したこと。 ア 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。以下「刑務所出所者等」という。） イ 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。以下「保護観察対象者等」という。）
提出書類	必要
確認方法	次のいずれかの方法により確認する。 1 アに該当する場合 (1) 矯正就労支援情報センター（以下「コレワーク」という。）を利用して、刑務所出所者等を3か月以上雇用し、その実績を所管の矯正管区長が証明した矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書及び誓約書を県に提出する。 (2) 刑務所出所者等を3か月以上雇用し、「在所（院）証明書」により、その事実を確認した旨の誓約書を県に提出する。 2 イに該当する場合 保護観察対象者等を3か月以上雇用し、法務省神戸保護観察所長がその実績を証明した保護観察対象者等雇用に関する証明書を県に提出する。
関係する連絡先	—

11 社会貢献活動等 (9) 建設業暴力追放活動	
加点期間	2年間
点数	1点
要件	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は兵庫県建設業暴力追放協議会及び同協議会の賛助会員団体が実施する暴力団追放研修会に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだこと。
提出書類	必要
確認方法	兵庫県公安委員会の証明する受講修了書の写し又は兵庫県建設業暴力追放協議会の証明する受講修了証の写しを県に提出する。
関係する連絡先	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター（Tel078-362-8930）

12 資格制限	
加点期間	1年間
点数	－2点
要件	県の入札参加資格制限を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

13 指名停止	
加点期間	1年間
点 数	- 2点
要 件	県から6か月以上の指名停止措置を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—